

**議案第18号** 令和7年度宇陀市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について

○提案説明

今回の補正予算は、資金借受人の死亡等により償還不能と判定された23,867千円のうち4分の3である17,898千円と事務等に係る経費912千円のうち684千円の合計18,582千円を県の補助金として受ける。18,582千円のうち1千円は当初予算で計上しているため、予算書の県支出金は18,581千円となる。償還不能額である23,867千円の内4分の1である5,972千円を一般会計から特別会計に繰り出し、会計処理するものである。

補正予算の内容としては、減額を行わず、補正後の歳入予算総額を222,524千円に据え置くものである。

※奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が令和7年3月（令和6年度）で解散したことから債権移管に伴い、県からの補助金に事務等に係る経費が含まれることとなった。ただし一般会計からの繰入金は事務等に係る経費を除いた金額となる。